第２回館山市議会定例会会議録

（第４号）

1　平成２年６月２２日（金曜日）午前１０時

1　館山市役所議場

1　出席議員　２７名

１番	脇田　安保	２番	永井　龍平
３番	田沢　勝信	４番	庄司二三男
５番	岩村　勝弘	６番	山崎　雅己
７番	生稲　　陞	８番	鈴木　勝美
９番	山口　康雄	１０番	鈴木　忠夫
１１番	神田　守隆	１２番	榎本　春光
１３番	山中金治郎	１４番	小宮　利夫
１５番	横溝　　功	１６番	石井　昌治
１７番	石井　　謀	１８番	日下　君敏
１９番	川名　正二	２０番	福原　　勤
２１番	辻田　　実	２２番	黒川　平治
２３番	流山源次郎	２５番	渡辺　昭夫
２６番	近藤　好雄	２７番	林　　豊
２８番	飯田　義男		

1　欠席議員　　なし

1　出席説明員

市長	半澤　良一	助役	小幡　清之
収入役	渡辺　　弘	市長公室長	錦織　　茂
総務部長	二通　英雄	民生部長	佐藤　澄雄
経済部長	安西　良一	水道課長	鈴木　信一
教育委員会委員長	正木　高郷	教育委員会教育長	福原　　修
選挙管理委員会委員長	加藤　　利	選挙管理委員会事務局書記長	庄司　　徹
監査事務局長	熊坂　桂一	農業委員会会長	斎藤　　明
農業委員会事務局長	岩城　　昭		

1　出席事務局職員

事務局長　川上　義雄　　事務局長補佐　兵藤　恭一

書　　記　鈴木　　哲　　書　　記　鈴木　修一

書　　記　加藤　浩一

1　議事日程（第４号）

平成２年６月２２日午前１０時開議

日程第１｛議案第３１号　字の区域及び名称の変更について
　　議案第３２号　南房総広域水道企業団の設立に関する協議について

日程第２　議案第３３号　平成２年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第３　請願第２７号　米の市場開放阻止に関する請願書

日程第４　継続審査について

日程第５　議案第３４号　館山市教育委員会委員の任命について

日程第６　常任委員会委員の選任について

開　　議　午前１０時４６分

◎議長（林　　豊君）　本日の出席議員数27名、これより第２回市議会定例会第４日目の会議を開きます。

議案の配付

◎議長（林　　豊君）　議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはございませんか。── 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第１、議案第31号及び議案第32号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となりました各議案は、ともに6月15日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長榎本春光君。御登壇願います。

（総務委員会委員長榎本春光君登壇）

◎総務委員会委員長（榎本春光君）　ただいま議題となりました議案第31号及び議案第32号にかかわる総務委員会における審査の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

去る6月15日開会の本会議におきまして本委員会に付託されました各議案につきまして、6月18日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等主な事項について申し上げます。

まず、議案第31号字の区域及び名称の変更についてでありますが、字は由緒あるものであり、変更に当たっては文化的、郷土史的な見地からの検討、配慮はされたのか説明を求めましたところ、今回の変更はそれぞれの大字、小字の一部の区域の変更であり、従前の字の名称は残っている。指摘された点については土地改良区の方に話したいとの説明がありました。

次に、議案第32号南房総広域水道企業団の設立に関する協議についてでありますが、本議案については本会議においても種々質疑がされておりますが、さらに詳細に説明を求めました。

まず、さきに計画のあった神余ダムの概要について説明を求めましたところ、63年度の計画の段階では総事業費56億 4,000万円、給水原価が 450円と想定された。これは日量 4,900トンの数字であり、今回の計画は3つのダムに相当し、給水原価も用水供給企業団の 400円に対し、ダムを3つつくった場合には単純計算で 1,350円となるとの説明がありました。

次に、給水原価について説明を求めましたところ、トン当たり 400円というのは国の補助金、起債等確定していない現段階での概数である。九十九里水道企業団の平成7年度の給水原価は 220円と想定され、県も協力すると答

弁していることから、この料金に近いものと考えられる。また、各市町村への供給単価は供給水量に関係なく統一されるとの説明がありました。

次に、長柄ダム周辺の産業廃棄物処理場の問題、また利根川からの取水については水質の問題で心配はないか説明を求めましたところ、現在九十九里水道企業団が給水をしており、今のところ問題はない。今後も水資源公団、南房総広域水道企業団、九十九里水道企業団、県、国あわせて水質管理をしていかなければならないとの説明がありました。

次に、本事業における県の助成について、さらには県営にできないか等各委員より質疑がありました。

まず、当地域は経済力の弱い地域であること、県は南房総の開発の必要性を常にうたっている中で一部出資を求められないかとの質疑に対しまして、県が給水を受けるなり事業に参画していれば出資できるが、参画していなければ出資できない。九十九里、東総、印旛の企業団も出資されていない。現在県において用水供給企業団の今後の運営等について補助の制度化を検討しているということを事務折衝の中で聞いているとの説明がありました。

次に、県営として事業を行えないかとの意見に対しまして、元来水の供給事業は市町村の仕事であるので、第一義的には市町村で行い、そして市町村で負担し切れない ― 市民に負担させることができなくなれば、県、国にお願いすることになる。まず水を持ってくることが先決だと考えるとの説明がありました。

次に、討論を行い、まず、当市は水事情が悪く、一刻も早い供給を望んでいることは理解できるが、今回の企業団発足には無理がある。各市町村長だけがこの企業団議会の議員となることは、料金、負担金等の決定を長に一任してしまうことになり、市民の理解が得られるかどうか問題がある。また、水質問題についてもどのように措置するのか。問題があった場合の補償等についてさらに検討が必要であり、継続して審査すべきで、審議が尽くされないままに議決することには賛成できないとの意見がありました。

また、設立協議会においても県に財政援助を要望し、知事も将来相当の援助をするとのことであった。未給水地域の人口もさらにふえ続けている中で、

一日も早く未給水地域の解消を図らなければならない。まず水を引くということを前提に賛成する。経費、水質の問題等については、議会として別の方法で県等に要請したいとの意見がありました。

以上が審査の概要であります。

採決の結果、付託を受けました議案第31号については全員一致をもって、議案第32号については賛成多数をもってそれぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（林　　豊君）　以上で委員長の報告を終わります。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　ただいまの委員長報告について御質疑はありませんか。── 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

21番議員辻田　実君。御登壇願います。

（21番議員辻田　実君登壇）

◎２１番（辻田　実君）　私は議案第32号、南房総広域水道企業団についての議案に対しまして反対の討論をいたしたいと思います。

この理由につきましては総務委員長報告の中におおむね述べられておりまするけれども、少し具体的にその反対理由を明らかにいたしたいと思うわけでございます。

委員長報告の中にございましたように、館山市の水不足は緊急の課題であることについては了承できるところでございます。しかしながら、現実にこの南房総の企業団による水を持ってくることが今の段階で適切であるかどうかということについては、非常に不十分な点が多いので、ここでもって全面的に賛成というわけにはいかないだろうというふうに思うわけでございます。

その１つは、本会議の中でも質疑が行われましたけれども、出資金、借入金の市町村負担があるわけでございます。本会議の質疑の中におきまして、今の試算でまいりますると総工費が 659億円かかるということでございます。これはあくまでも基準であって、これが２倍になるということもあり得ると、こういうことも答弁の中でもって明らかになったわけです。そうなってきますると、非常に負担額が多くなる。そして、この計画に盛られている数字でいいましても、執行部答弁でございますると49億円を平成３年から９年度の間にしなけりゃならないということでございます。来年からです。そうすると、年当たり７億円の負担をしなきゃならないということが今日の館山の財政事情の中でもってどうかという点についての論議をしていかないと大変な負担になるだろう。これ事業費のアップ、またこの事業の拡大、こういうものに伴って ── これは減ることはまず考えられないだろうと、今までの例から。これはどんどんふえていくということになりますると、それに追っかけられて館山市の財政乃至事業というものに相当影響が出る。この点についての論議なり調査というものが不十分であるということが第１点でございます。

それから、２番目にこの水質の問題でございます。この水質につきましては、長柄ダムでございます。長柄ダムについては２つの問題がございます。１つは産業廃棄物の問題でございます。これは一昨年あたりから県議会でも大変な問題になっています。あそこのダムの周辺に産業廃棄物が不法投棄されたわけでございます。これをめぐって大変な論議になっているわけです。不法投棄されたものなんだから撤去すればいいだろうと、こういうことでございますけど、捨てるのは簡単に不法に捨てたけれども、撤去するとなるとその費用と経費が大変でもって、そう簡単に撤去できない。撤去する場合に、その産業廃棄物をどこへ捨てるか、こういう問題も絡んで手がつけられない状況になっておりまして、そしてこれによるところの被害が出るんじゃないか。しかしながら、今のところ被害が具体的に出たというデータがありませんけれども、当然もう出るような位置、状況にあるということでもって今県会では大変な問題になっているわけでございます。これがまず第１点。

それから、２番目には、やっぱり利根川開発計画というものがなされてお

りまして、とにかく手賀沼から下流の水というものはもう飲料水には使えないと、こういうことになっている。手賀沼は御承知のように日本でもって一番汚い湖なのです。それは柏、我孫子、ここの人口だけでもって50万です。これがもう全部あそこへ排水を捨てるわけでございます、ほかに捨てるとこないんですから。それはもう水洗便所で浄化してあったりいろんなしてあるけれども、とにかく全部あの汚水が入るわけです。もうどうにもならない。もう県知事もあそこの手賀沼の水を — もう日本一汚いということだから、何とかきれいにしようといってもえらい金はかかるし、かといってあそこへ流してくるところの我孫子だとか柏の50万の生活の排水をほかへ持っていくわけにはいかないということでもって、もう泣き寝入り。これは国会の調査団も来ております。それでももう手がつけられないような状況。そこの排水がとにかく利根川へ流されるわけでございまするから、利根川以南というんですか、下流の水というのはかなり危険がある。

東京都だとか、そのほかにおきましてももうその手賀沼からの下流の水は農業用水にも使えぬ問題だろう。ですから、利根川の水上げるのはもうその手賀沼から上流でもって上げなきゃならない。東京都なんかについても、そういう面でもって大幅な計画の変更をしなきゃならないということが今課題になっているわけです。これはもうテレビだとか新聞その他でもってこの二、三年来報道されているとおりであるわけです。

長柄ダムの水源というのは佐原から上げているわけですから、これはもう印旛沼の水も入るということでもって、この汚い水が入るということでもって、とても飲めた代物じゃないということが言われておる。県の水道も印旛沼から使っている水があるけども、印旛沼から引いている県水はもうやめようじゃないかというぎりぎりのところへきているという中でもって、長柄ダムの水質についてかなり問題がある。

これについて浄化すれば、今の科学ですからできるというんですけど、浄化する費用がまたこれにかさんできたら大変な額になってしまうということでもって、それはもう明らかに今簡単にできる問題じゃない。金との絡み合いでもって大変な水質に問題がある。ここら辺についてはもう少し市民なり

に十分な理解をしてもらわないと、私が今まで報道されたような機関の中から取り上げてもこういう問題が現実的にあるわけですから、これについてやはり慎重を期さないと、水だからいいというわけにはいかない。この辺の調査が不十分だ。

３番目には、今の段階でもって料金が 400円ということが執行部から提起されているわけでございます。館山市の市営水道が 163円だそうでございます。２倍以上になるわけでございます。今の試算で 400円ですから、これ以上になり得るということはあり得るということでございます。県の水道は 220円でございます。県の水道から見たって倍になるわけでございます。何でこんな倍もするような水を料金でもって買わなきゃいけないんだと、そのことが今館山市民に受け入れられるかどうかという問題。倍以上の料金になったといった場合にみんな唖然とするんじゃないかということ。そういうことをよく知らせた上でもって取り組まないといけないんじゃないかということでございます。

以上の点については、やはりもうちょっと市民の了解、また我々自身の調査研究というものがなされていかないと大変じゃないかというふうに思うわけでございます。この点についてそういう期間が必要なのでもって、本議会でもっていきなり提案されてすぐ採決するということについて私は非常に疑問がある。

これらの問題を抱えておるわけなんだから、先ほども委員長の報告にありましたように、この企業団は安房と夷隅の市町村でやるわけです。安房と夷隅というのは県下の中で一番過疎地域でございます。一番金のない町村であるわけです。そこが自力でやって、千葉とか船橋、市川、そして木更津の方までは県営水道でやっているわけです。金がかかるから県でやって、金持ちの市町村は県営でもって 220円でもって全部やってもらって、金のないこの安房、夷隅が自分たちでもってこういう負担をやって自分たちでやらきゃならない。こういう理由がどこにあるかということでございます。

私はこの議案が提案されてからいろんな専門家の人に聞いたら、ひどいよ。館山市だって県民だ。県営水道やって悪いことないんだ。千葉県の水道の80

%は県営水道だ。全部県北だ。一番貧乏なとこだけ大金使って何で自分たちでやんなきゃならないんだ。これはすんなりはいかないでしょうよ。文句が出るの当然でしょうよ。これはやっぱり少し館山市に政治力があるんだったら、県営に移管して、過疎なんだから県営でやってもらって、県と同じ料金で ― 220円でもってやってもらえば何とか納得つくだろう。

どのぐらい金がかかってくるか。また、水質による危険をはらんでいるわけですから、これらの被害が出た場合に補償だとかそういう問題はどうするんだという問題。県が抱えていればこれはもう安心なんですけども、何で県に移管ができないんだ。このことはもうどうしても譲れない。この運動がもうだめだということはあり得ない。何で安房、館山がこの県営にすることができないんだ。千葉だとか木更津だとか金持ちのとこだけ県営になって、そこら辺についてはもうきちんと具体的に納得できるような説明のものを市民にしないで、議会でもってああそうですか、それじゃあ県が言われたからこのとおりにやると、こういうことになったら私は大変であろう。

したがって、これは ― 水は欲しいけれども、そういうことでもってこれは慎重審議すべきで、この議会では継続審議等にするか、またもう一度次の議会等でもって討論をし直すべきだ。

執行部の方は委員会の中でもって、県の方は出資して県営化しないけれども、できるだけ補助金を出していくということになっておるそうでございますけど、これは規定はありません。しかし、私は県のそういうことについては信用はできません。それはもう御案内のように、館山市の水事情を解消するために福沢ダムをつくりました。つくろうということでもって約３億を出しています。でもって、これは県は水事情の計画からいってあれでは不十分なので、リゾート開発等その他があるからもうちょっと大規模水道をやらなきゃいけない。長柄ダムから持ってくればむだになるからということでもって、それを県の計画で許可しなかったために宙に浮いちゃっている。３億円をどうしようかといって、県は一銭も出してくれませんじゃないですか。県がストップかけたんだから、県があれやればいいんです。今三芳水道企業団じゃ、それを料金に上乗せするのか、それぞれの自治体でもってそれをどう

して埋めようかということでもって今悩んでいるんじゃありませんか。県は決してやってくれないんじゃないですか。何年たつんですか。それでもってこちらもそれじゃあやってくれますと、補助金でもって補ってもらいますということでもって、私たちがすんなりとはいそうですかということはここで言える状況なのか。福沢ダムの問題県でもって解決してもらいたい。その上ならば多少は納得できるんでしょうけども、そういう状態でなくて補助金出す出すというようなことは、これはもうとても今の段階では市民としては納得できる筋合いじゃないんじゃないか、こういうことでございまして、水は欲しいけれども、このものを独自で安房、夷隅の町村でやるということについては私は問題がある。

ここで議決されれば、今度市長が議員になって、全部市長に白紙委任しちゃうわけでございますから、そこの市町村長を中心とする議員団でもって全部決まっちゃうわけですから、決まったんだから、館山もそれに入っているんだから負担金その他全部出しなさいということになったら、もう問答無用でもって大変だ。こういう問題含んでいながら、もう討議されないで白紙委任ということは非常に不本意であるし、そういう面でもって私は本議案をこの議会においてそのまま採決するということについては納得できませんので、皆様方の御理解をいただきまして、ひとつ御協力のほどお願い申し上げる次第でございます。

◎議長（林　　豊君）　以上で辻田　実君の討論を終わります。

次、11番議員神田守隆君。御登壇願います。

（11番議員神田守隆君登壇）

◎１１番（神田守隆君）　議案の第32号南房総広域水道企業団の設立に関する協議について反対の討論をいたします。

利根川の水を水源にして、安房、夷隅17市町村で共同して用水供給事業を行うための水道企業団を設立しようとするものでありますが、水源の確保は館山市にとって長年の懸案事項でありましたが、御提案の構想には重大な問題があると考えますので、反対をいたします。

既に用水供給事業を実施しておる九十九里水道企業団においても、その構

成市町村議会では、高い負担に耐え切れず、事業の県営化を求める意見書を決議しております。これから事業を実施しようとするこの事業では、さらに負担が重くなることが当然考えられ、もはや財政的に脆弱な南房総市町村の手に負えるものではありません。神奈川県では用水供給事業は県営事業として実施していると伺っております。県の直営事業として実施すべきではないかと考えるところであります。

議会における市の答弁によりますと、現時点における用水供給コストの見込みは 400円ということでありましたが、これは市営水道の給水コスト 162円42銭の約 2.5倍にもなります。県の補助で供給単価は 220円程度にしたいと実務レベルでは話し合われているとのことでありましたが、水道事業は各地の実例から当初計画どおりにいくということはまずありません。九十九里水道では建設費が当初計画の 2.5倍に膨らんだということであります。当然供給コストアップにつながります。どんなにコストが上がっても供給単価は 220円で、その差額分は全面的に県が補助するというのなら、計画どおりだとしても約半分は県が負担をするということになります。だとすれば、県の直営事業として行うのが当然のことだと思うのであります。

これまで千葉県政は北主南従と言われてきました。水道行政においてこれは典型的であります。比較的財政力の強い県北部では、用水供給事業はもちろん、末端給水まで含めて県営事業として行われております。私はこうした千葉県政のあり方のゆがみという点からも、この南房総地域の用水供給事業については県営事業化すべきだと強く主張するところであります。

なお、利根川水源については、富栄養化の問題や産廃処分場の問題など水質の点でも大きな問題点があるものと考えます。

以上の点を主張し、反対討論といたします。

◎議長（林　　豊君）　以上で神田守隆君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わりますが、通告をしない議員で討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第31号字の区域及び名称の変更について採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次いで、議案第32号南房総広域水道企業団の設立に関する協議について起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（林　　豊君）　起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第２、議案第33号を議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となりました議案第33号は、６月15日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより本案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長鈴木勝美君。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長鈴木勝美君登壇）

◎文教民生委員会委員長（鈴木勝美君）　ただいま議題となりました議案第33号平成２年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）にかかわる文教民生委員会における審査の経過及び結果につきまして御報告申し上げま

す。

去る６月15日開会の本会議におきまして本委員会に付託されました本議案につきまして、６月18日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等主な事項について申し上げます。

まず、歳入中国民健康保険税 2,645万 3,000円が減額補正されていますが、この理由について説明を求めましたところ、好景気を反映して市民全体の所得は伸びているが、国保の加入世帯の所得状況を分析すると、所得額 500万円を超える階層に所得の伸びが集中し、ふえた分が課税限度超過額として切り捨てられ、 350万円以下の階層については所得の伸びがほとんどなく、結果的に所得の伸びが税収につながらなかったとの説明がありました。

なお、当初予算の国保税は歳出見込みから国の補助金、一般会計からの繰入金等を差し引いたものを必要額として計上しているが、当初予算に満たない額については、本算定時点で決算見込みによる剰余金が出たので、充当するものであるとの説明がありました。

次に、繰越金について、決算見込額を全部見込んだものであるのか説明を求めましたところ、補正予算積算時点で前年度決算において１億 4,400万円ぐらいの剰余金が出るだろうという見込みがついた。既に当初予算において１億 1,000万 1,000円計上してあり、今回の補正を含めると合計１億 4,158万 3,000円となり、現段階では 290万円程度留保財源として残る状況にあるとの説明がありました。

採決の結果、付託を受けました議案第33号平成２年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教民生委員会委員長報告を終わります。

◎議長（林　　豊君）　以上で委員長の報告を終わります。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　ただいまの委員長報告について御質疑はありませんか。 ― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。―― 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第３、請願第27号米の市場開放阻止に関する請願書を議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となりました請願は、６月15日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより本請願に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長鈴木忠夫君。御登壇願います。

（建設経済委員会委員長鈴木忠夫君登壇）

◎建設経済委員会委員長（鈴木忠夫君）　ただいま議題となりました請願第27号米の市場開放阻止に関する請願書に係る建設経済委員会における審査の概要につきまして御報告申し上げます。

去る６月15日開会の本会議におきまして本委員会に付託されました本請願

につきまして、6月19日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

委員より、この問題は農業者がひとしく要望している問題である。国際的に解決すべき問題ではあるが、地域の農業協同組合長からの請願でもあり、採択すべきと思う。しかし、ただ単に米の市場開放に反対するということだけではなく、農業の基本的な体質改善を図ることを政府に要望していくことが重要ではないかとの意見がありました。

採決の結果、付託を受けました請願第27号米の市場開放阻止に関する請願書につきましては、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で建設経済委員会委員長報告を終わります。

◎議長（林　　豊君）　以上で委員長の報告を終わります。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　ただいまの委員長報告について御質疑はありませんか。── 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

本請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願を委員長の報告どおり採択と決しますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本請願は採択と決しました。

日程の追加

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

ただいま採択されました請願書に附帯して、発議案第10号米の市場開放反対に関する意見書についてが提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　発議案第10号を議題といたします。

議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（林　　豊君）　議案の配付漏れはありませんか。―― 配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（林　　豊君）　朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（林　　豊君）　提出者の説明を求めます。

鈴木忠夫君。御登壇願います。

（10番議員鈴木忠夫君登壇）

◎１０番（鈴木忠夫君）　ただいま議題となりました発議案第10号米の市場開放反対に関する意見書について提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、ただいま採択されました請願書の趣旨をそれぞれ関係機関に要望いたしたく、お手元に配付のとおり８名の賛成者を得まして提出いたした次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とい

たします。

◎議長（林　　豊君）　説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。── 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

継続審査について

◎議長（林　　豊君）　日程第４、継続審査についてお諮りいたします。

建設経済委員会に付託中の請願第28号リゾートマンション建設の規制強化に関する意見書提出を求める請願書については、委員長から慎重審査の必要上、会議規則第 104条の規定により閉会中の継続審査とされたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。請願第28号を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（林　　豊君）　起立多数であります。よって、請願第28号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第５、議案第34号館山市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（林　　豊君）　朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（林　　豊君）　議案の説明を求めます。

市長。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　議案第34号館山市教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

本市教育委員会委員が欠けておりますので、人格、識見ともすぐれている伊藤昌彦さんを適任と考え、任命いたしたいと存じます。

御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（林　　豊君）　説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。── 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、教育委員会委員の任命について同意を求める件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前１１時３２分　休憩

午後　２時３７分　再開

（議長林　　豊君退場）

（副議長、議長席に着く）

◎副議長（石井　謀君）　午後の出席議員数26名、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

◎副議長（石井　謀君）　議長林　豊君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（石井　謀君）　御異議なしと認めます。よって、この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職について

◎副議長（石井　謀君）　議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

（書記朗読）

◎副議長（石井　謀君）　朗読は終わりました。

お諮りいたします。林　豊君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（石井　謀君）　御異議なしと認めます。よって、林　豊君の議長の辞職を許可することに決しました。

（林　　豊君入場）

林　　豊君のあいさつ

◎副議長（石井　謀君）　この際、林　豊君から発言を求められております。

暫時これを許します。

（27番議員林　　豊君登壇）

◎２７番（林　　豊君）　一言ごあいさつを申し上げます。

ちょうど去年の６月、この定例会におきまして皆様方の御支持によりまして議長に任命をさせていただきました。非常に短い間でございました。わずか１年でございましたけれども、非常に思い出の多い ― 市制50周年という大変重要な機に就任をさせていただきましたために、本当に思い出の多い１年でございました。ちょっと体調を壊したりなんかしまして、上にいらっしゃる女房役の石井さんには大変御迷惑をかけましたが、幸いをもちまして全快をし、また復帰をすることができまして、皆様方の大変な御後援にあずかりまして、大過なく１年を過ごさせていただきました。皆様方の御厚意に対しまして深くお礼を申し上げる次第でございます。

これからは ― まだ任期もございます。私も市議会議員の一員といたしまして、議会の発展のため、ひいては市の発展のために、微力ではございますが、力を尽くしたいというふうに考えますので、どうぞひとつお仲間に入れていただきまして、よろしくまた御指導を賜りますことをお願いを申し上げます。

どうもありがとう存じました。（拍手）

日程の追加

◎副議長（石井　謀君）　ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（石井　謀君）　御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

議長の選挙

◎副議長（石井　謀君）　これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎副議長（石井　謀君）　ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

◎副議長（石井　謀君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。―― 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎副議長（石井　謀君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（書記氏名点呼、投票）

◎副議長（石井　謀君）　投票漏れはありませんか。―― 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎副議長（石井　謀君）　これより開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に永井龍平君及び岩村勝弘君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（立会人登壇、開票）

◎副議長（石井　謀君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票27票、無効投票なし。

有効投票中、渡辺昭夫君25票、神田守隆君１票、林　豊君１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、渡辺昭夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渡辺昭夫君が議場におられますので、会議

規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

◎副議長（石井　謀君）　この際、議長渡辺昭夫君を御紹介いたします。

（議長渡辺昭夫君登壇）

◎議長（渡辺昭夫君）　ただいま議員各位の大多数の皆様方の御推挙を賜りまして、議長の要職を拝命することになりました。まことに光栄に存じます。厚くお礼を申し上げます。

もとより浅学にして微力でございますが、今後議員各位の御指導と御協力を仰ぎながら、誠心誠意公平な議会の運営に努め、より市政の進展に寄与してまいる決意でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

大変簡単でございますが、一言申し上げましてごあいさつといたします。（拍手）

◎副議長（石井　謀君）　以上で議長と交代いたします。

御協力大変ありがとうございました。（拍手）

（議長、議長席に着く）

◎議長（渡辺昭夫君）　暫時休憩いたします。

午後２時５４分　休憩

午後３時１３分　再開

◎議長（渡辺昭夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（副議長石井　謀君退場）

日程の追加

◎議長（渡辺昭夫君）　副議長石井　謀君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、この際副議長辞職

の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職について

◎議長（渡辺昭夫君）　副議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

（書記朗読）

◎議長（渡辺昭夫君）　朗読は終わりました。

お諮りいたします。石井　謀君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、石井　謀君の副議長の辞職を許可することに決しました。

（石井　謀君入場）

石井　謀君のあいさつ

◎議長（渡辺昭夫君）　この際、石井　謀君から発言を求められております。

暫時これを許します。

（17番議員石井　謀君登壇）

◎１７番（石井　謀君）　一言ごあいさつと申し上げますよりも、お礼を申し上げたいと思います。

昨年の６月に皆さんの御推挙を賜り、副議長という大役を仰せつかりまして、無事に本年６月を迎えたわけでございますが、今回一身上の都合によりまして辞職をさせていただきました。許可をいただきましてありがとうございました。皆さん方には公私にわたって非常にいろいろ御協力をいただいたことを感謝申し上げまして、甚だ簡単でございますが、一言申し上げましてお礼にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

日程の追加

◎議長（渡辺昭夫君）　ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

副議長の選挙

◎議長（渡辺昭夫君）　これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（渡辺昭夫君）　ただいまの出席議員数は27名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

◎議長（渡辺昭夫君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。── 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎議長（渡辺昭夫君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（書記氏名点呼、投票）

◎議長（渡辺昭夫君）　投票漏れはありませんか。── 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議長（渡辺昭夫君）　これより開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に永井龍平君及び岩村勝弘君

を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（立会人登壇、開票）

◎議長（渡辺昭夫君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票27票、無効投票なし。

有効投票中、近藤好雄君25票、神田守隆君１票、横溝　功君１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は７票であります。よって、近藤好雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました近藤好雄君が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

◎議長（渡辺昭夫君）　この際、副議長近藤好雄君を御紹介いたします。

（副議長近藤好雄君登壇）

◎副議長（近藤好雄君）　ただいま副議長に推薦されました近藤でございますが、館山市政のため一生懸命頑張って、議長に協力しまして頑張っていきます。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◎議長（渡辺昭夫君）　暫時休憩いたします。

午後３時２６分　休憩

午後５時０２分　再開

◎議長（渡辺昭夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

◎議長（渡辺昭夫君）　お諮りいたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員飯田義男君、千葉県競輪組合議会議員石井昌治君、福原　勤君、安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員黒川平治君、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員横溝　功君、渡辺昭

夫がそれぞれ本日都合により辞任されました。

よって、それぞれ組合規約の定めるところにより、これが補欠選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、それぞれ各組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

◎議長（渡辺昭夫君）　安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は１名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に林豊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました林　豊君を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のと

おり林　豊君が安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました林　豊君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

◎議長（渡辺昭夫君）　千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は２名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。千葉県競輪組合議会議員に横溝　功君、黒川平治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両議員君を千葉県競輪組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり横溝　功君、黒川平治君が千葉県競輪組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました横溝　功君、黒川平治君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

◎議長（渡辺昭夫君）　安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を

行います。

補欠議員の数は１名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に飯田義男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました飯田義男君を安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり飯田義男君が安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました飯田義男君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

◎議長（渡辺昭夫君）　館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は２名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に石井昌治君、流山源次郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両議員君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり石井昌治君、流山源次郎君が館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石井昌治君、流山源次郎君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

常任委員会委員の選任について

◎議長（渡辺昭夫君）　日程第６、任期満了による常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、館山市議会委員会条例第５条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより各常任委員会委員の氏名を職員をして朗読いたさせます。

◎書記（兵藤恭一君）　朗読いたします。

総　　務委員会委員　山崎雅己さん、榎本春光さん、山中金治郎さん、日下君敏さん、辻田　実さん、黒川平治さん、渡辺昭夫さ

ん、近藤好雄さん、林　豊さん。

文教民生委員会委員　永井龍平さん、田沢勝信さん、岩村勝弘さん、鈴木勝美さん、鈴木忠夫さん、神田守隆さん、小宮利夫さん、石井　謀さん、流山源次郎さん。

建設経済委員会委員　脇田安保さん、庄司二三男さん、生稲　陞さん、山口康雄さん、横溝　功さん、石井昌治さん、川名正二さん、福原　勤さん、飯田義男さん。

以上です。

◎議長（渡辺昭夫君）　お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、各常任委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は、本日会議終了後それぞれ正副委員長の互選を行いますので、御了承願います。

この際、御報告申し上げます。

議会運営協議会委員に永井龍平君、田沢勝信君、山崎雅己君、鈴木勝美君、神田守隆君、榎本春光君、横溝　功君、石井昌治君、石井　謀君、川名正二君、以上10議員君が選任されましたので、報告いたします。

日程の追加

◎議長（渡辺昭夫君）　お諮りいたします。

下水道調査特別委員会委員渡辺昭夫が都合により本日辞任いたしました。

この際、後任の特別委員会委員の選任を日程に追加し、選任を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、決しました。

特別委員会委員の選任について

◎議長（渡辺昭夫君）　特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第５条第１項の規定により、林　豊君を下水道調査特別委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり林　豊君を下水道調査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程の追加

◎議長（渡辺昭夫君）　ただいま市長から議案第35号館山市監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、この際議案第35号館山市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配付

◎議長（渡辺昭夫君）　議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（渡辺昭夫君）　議案の配付漏れはありませんか。― 配付漏れなしと認めます。

議案の上程

◎議長（渡辺昭夫君）　議案第35号館山市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第 117条の規定により、福原　勤君の一身上の事件でありますので、退席を求めます。

（20番議員福原　勤君退場）

◎議長（渡辺昭夫君）　議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（渡辺昭夫君）　朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（渡辺昭夫君）　議案の説明を求めます。

市長。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　議案第35号館山市監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

本市の監査委員中、議員の中から選任いたします議員が欠員となりましたので、福原　勤議員が学識、経験ともに豊かであり、適任と考えますので、選任いたしたいと存じます。

御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（渡辺昭夫君）　説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（渡辺昭夫君）　これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。―― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（渡辺昭夫君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（渡辺昭夫君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（渡辺昭夫君）　お諮りいたします。

監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（渡辺昭夫君）　御異議なしと認めます。よって、監査委員の選任について同意を求める件はこれに同意することに決しました。

（20番議員福原　勤君入場）

閉　　会　午後５時１８分

◎議長（渡辺昭夫君）　以上で本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第２回市議会定例会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

1　議案第３１号乃至議案第３４号

1　請願第２７号

1　常任委員会委員の選任について

1　継続審査について

1　日程の追加・発議案第１０号

1　日程の追加・議長辞職について

1　日程の追加・議長の選挙

1　日程の追加・副議長辞職について

1　日程の追加・副議長の選挙

1　日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

1　日程の追加・千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

1　日程の追加・安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

1　日程の追加・館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

1　日程の追加・特別委員会委員の選任について

1　日程の追加・議案第３５号

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議会議長

館山市議会副議長

館山市議会議員

館山市議会議員